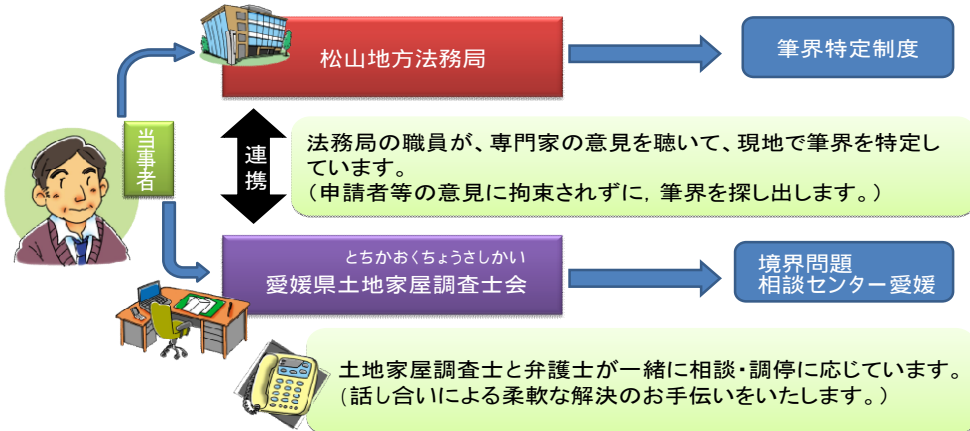
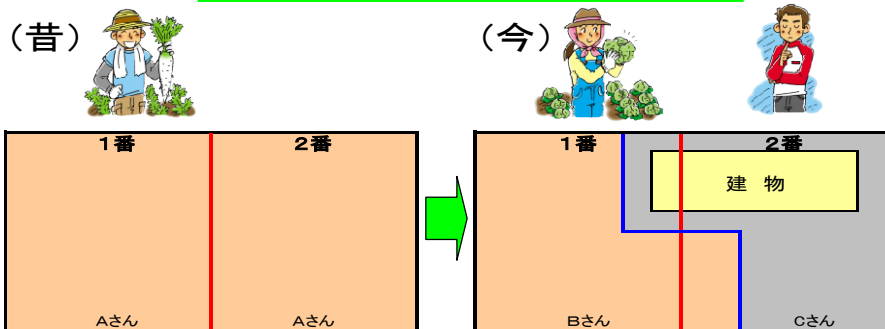


境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは...



ひっかい 筆界？所有権界？



— 筆界...筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。

— 所有権界...所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

どこが違うの？



• 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

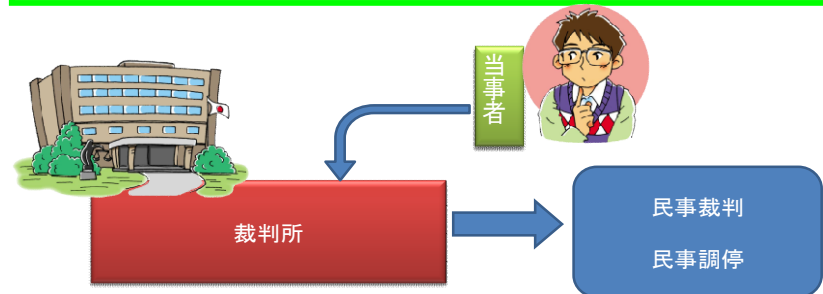
• 境界問題相談センター愛媛は、

境界問題全般を解決します。

* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。



もうひとつの解決方法



* 筆界特定制度についてのお問い合わせは

松山地方法務局 筆界特定室 電話 089-932-0888

* 境界問題相談センター愛媛についてのお問い合わせは

境界問題相談センター愛媛 電話 0120-24-1103
089-943-6785